

改正

平成18年3月30日中津市告示第119号

平成20年6月26日中津市告示第157号

平成23年3月31日中津市告示第140号

平成26年3月4日中津市告示第70号

令和2年3月26日中津市告示第98号

令和5年3月20日中津市告示第75号

中津市飲料水供給施設整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 飲料水供給施設整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、中津市補助金等交付規則（平成19年中津市規則第9号。以下「規則」という。）及び補助金等の交付手続に関する特例規則（平成18年中津市規則第7号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第1条の2 この補助金は、家庭における飲料水供給施設の新設等に要する経費を市が補助することにより、地域住民の公衆衛生の向上と生活環境の改善を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「飲料水供給施設」とは、水道未普及地域において飲料水が飲用不適又は枯渇し、常時飲料水を得られない状態のため、清浄な飲料水の確保を目的として設置する取水、貯水、浄水、配水、給水等の施設であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。ただし、地域の実状によりやむを得ないと市長が認めるときは、第3号の規定は適用しない。

- (1) 水質が水道法（昭和32年法律第177号）第4条の水質基準に適合するものであること。
- (2) 給水人口が50人未満であること。
- (3) 3世帯以上の共同で設置するものであること。

2 この要綱において「施設等」とは、飲料水供給施設及び屋外配管施設をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、施設等の設置及び修繕に関する事業（以下「補助対象事業」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象としない。

(1) 施設等に接続する全ての家屋が当該施設等の設置と併せて新築されたものである場合

(2) 施設等に接続する全ての家屋が、当該施設等の設置と併せて当該施設等を設置した者が取得したものである場合

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象事業に要した経費の3分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、1世帯につき20万円を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項ただし書に該当する場合の1世帯当たりの補助金の上限額は、10万円とする。

(適用除外)

第5条 この要綱は、次のいずれかに該当する場合は、適用しない。

(1) 施設等の設置又は修繕に当たり国又は県から補助金を受けることができる場合

(2) 代表者の定めがなく、施設等に必要な土地、水利権等に関する条件が整備されていないもの

(添付書類)

第6条 規則第3条第1項の規定により補助金の交付の申請をするとき又は規則第11条の規定により実績報告を提出するときは、水質基準に適する事を証する書類を添付しなければならない。

(補助金の返還)

第7条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還及び規則第16条第1項に規定する加算金の納付を命ずるものとする。

2 前項の規定による補助金の返還及び加算金の納付は、当該補助金の返還を命ぜられた日から起算して30日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、規則第16条第2項に規定する延滞金を課する。

(維持管理)

第8条 施設等の完成後は、この補助金を申請した者が自主的に維持管理するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年3月1日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に完了した補助対象事業における第8条及び第9条の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

附 則 (平成18年3月30日中津市告示第119号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年6月26日中津市告示第157号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日中津市告示第140号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成26年3月4日中津市告示第70号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和2年3月26日中津市告示第98号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月20日中津市告示第75号)

この告示は、公示の日から施行する。